

## 公共下水道への排除基準

区 分		特定施設のある事業場						特定施設のある事業場以外の者		
		50未満	50～200以下	201～500未満	500～1000以下	1001～2000未満	2000以上	200以下	200をこえるもの	
排水量 (m <sup>3</sup> /日)										
項 目										
環 境 項 目	温 度	45未満						45未満		
	水 素 イ オ ン 濃 度 (pH)	5を超えるもの		5を超え9未満		5を超え9未満		5を超えるもの	5を超え9未満	
	生 物 化 学 的 酸 素 要 求 量 (BOD)	3000以下		600未満		600未満		3000以下	600未満	
	浮 遊 物 質 量 (SS)	3000以下		600未満		600未満		3000以下	600未満	
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量	鉛 油 類	5以下				5以下		5以下	
		動 植 物 油 脂 類	30以下				30以下		30以下	
	窒 素 含 有 量	1200以下		240未満		240未満		1200以下	240未満	
	燐 含 有 量	160以下		32未満		32未満		160以下	32未満	
	沃 素 消 費 量	220未満						220未満		
	フ ェ ノ ー ル 類	1以下	1以下					1以下		
	銅 及 び そ の 化 合 物	3以下		3以下				3以下		
	亜 鉛 及 び そ の 化 合 物	2以下		2以下				2以下		
	鉄 及 び そ の 化 合 物 (溶解性)	10以下		10以下				10以下		
	マンガン及びその化合物(溶解性)	10以下		10以下				10以下		
	クロム及びその化合物	2以下		2以下				2以下		
(15) ニ ッ ケ ル 含 有 量	2以下						2以下			
有 害 物 質	カドミウム及びその化合物	0.05以下(0.1以下)		0.05以下(0.08以下)		0.05以下		0.05以下		
	シアン化合物	0.5以下(1以下)		0.5以下(0.8以下)		0.5以下		0.5以下		
	有機燐化合物	0.5以下(1以下)		0.5以下(0.8以下)		0.5以下		0.5以下		
	鉛 及 び そ の 化 合 物	0.1以下						0.1以下		
	六 価 ク ロ ム 化 合 物	0.25以下(0.5以下)		0.25以下(0.4以下)		0.25以下		0.25以下		
	砒 素 及 び そ の 化 合 物	0.1以下						0.1以下		
	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005以下						0.005以下		
	アルキル水銀化合物	検出されないこと						検出されないこと		
	ポリ塩化ビフェニル	0.003以下						0.003以下		
	トリクロロエチレン	0.3以下						0.3以下		
	テトラクロロエチレン	0.1以下						0.1以下		
	ジクロロメタン	0.2以下						0.2以下		
(27) 質	四 塩 化 炭 素	0.02以下						0.02以下		
	1, 2 - ジ ク ロ ロ エ タ ン	0.04以下						0.04以下		
	1, 1 - ジ ク ロ ロ エ チ レ ン	0.2以下						0.2以下		
	シス-1, 2 - ジ ク ロ ロ エ チ レ ン	0.4以下						0.4以下		
	1, 1, 1 - ト リ ク ロ ロ エ タ ン	3以下						3以下		
	1, 1, 2 - ト リ ク ロ ロ エ タ ン	0.06以下						0.06以下		
	1, 3 - ジ ク ロ ロ プ ロ ペ ン	0.02以下						0.02以下		
	チ ウ ラ ム	0.06以下						0.06以下		
	シ マ ジ ン	0.03以下						0.03以下		
	チ オ ベ ン カ ル プ	0.2以下						0.2以下		
(27) 質	ベ ン ゼ ン	0.1以下						0.1以下		
	セ レ ン 及 び そ の 化 合 物	0.1以下						0.1以下		
	ほ う 素 及 び そ の 化 合 物	10以下						10以下		
	ふ つ 素 及 び そ の 化 合 物	8以下						8以下		
(27) 質	ダ イ オ キ シ ン 類	10以下 (ダイオキシン類対策法特定施設設置者)						10以下		
		10以下 (水質汚濁防止法特定施設設置者)								

備考

- 1  内は、直罰基準の適用範囲で、下水の水質がこの基準に適合しない場合、直ちに処罰されることがあります。
- 2  内は、除害施設設置基準の適用範囲で、下水の水質がこの基準に適合しない場合、除害施設の設置などをしなければなりません。
- 3 カドミウム及びその化合物、シアン化合物、有機燐化合物及び六価クロム化合物の排除基準のうち、( )内の数値は直罰基準です。
- 4 排除制限基準のうち、ダイオキシン類はダイオキシン類対策特別措置法に定める特定施設の設置者に適用され、それ以外の排除制限項目は、水質汚濁防止法に定める特定施設の設置者に適用されます。
- 5 ダイオキシン類の 内の基準は、下水道終末処理場からの放流水が、ダイオキシン類の規制を受けている場合に限り適用されます。
- 6 昭和50年11月1日以降に新設された特定事業場に係るカドミウム及びその化合物、シアン化合物、有機燐化合物及び六価クロム化合物の水質基準は、それぞれ排水量2,000m<sup>3</sup>/日以上の数値が排除制限基準として適用されます。
- 7 単位について、温度は℃、ダイオキシン類はpg-TEQ/l、その他の項目はmg/lです。